

相続土地国庫帰属制度

不動産に関するルールが変わります。

ポイント

相続した不要な土地を手放すことができるようになります！

相続によって取得した不要な土地を国に引き取ってもらえる制度が創設されました。

この制度は令和5年4月27日から開始します。

詳しくは
「法務省 所有者不明」
で検索してね。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



手続きイメージ

① 承認申請



② 法務大臣（法務局）
による要件審査・承認



③ 申請者が10年分の土地管理
費相当額の負担金を納付

④ 国庫帰属

お問合せは

水戸地方法務局不動産登記部門

〒310-0061 水戸市北見町1番1号（水戸法務総合庁舎1階）

TEL:029-221-5130（直通）

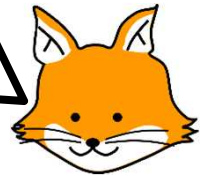
相続土地国庫帰属制度 に関するQ&A

Q 1

相続土地国庫帰属制度は、だれでも申請することができますか。



相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば、申請することができます。
土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請する必要があります。



Q 2

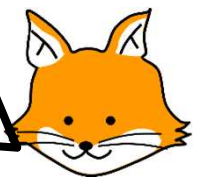
どんな土地でも引き取ってくれるのですか。



通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要な土地は**対象外**となります。

国庫帰属が認められない土地の例

- 建物、工作物、車両等がある土地
- 担保権などの権利が設定されている土地
- 通路など他人の使用が予定されている土地など



Q 3

手続きに費用はかかりますか。



審査手数料のほか、承認を受けた場合は10年分の管理費に相当する負担金を納付していただく必要があります。



まずは で検索！